

船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 案内情報

- 手続名 : 航海中の船舶職員の欠員の届出
手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第62条
手続対象者 : 船舶所有者
提出時期 : 航海中に船舶職員に欠員を生じた場合に遅滞なく。
提出方法 : 届出書に必要書類を添付して提出してください。
手数料 : なし
添付書類 : 本人であることを証明する書類又はその写し
申請様式 : 欠員届出書
記載要項・記載 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局等
- | | |
|---------------------|--------------|
| 北海道運輸局船員労働環境・海技資格課 | 0134-27-7189 |
| 東北運輸局船員労働環境・海技資格課 | 022-791-7524 |
| 北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課 | 025-244-6128 |
| 関東運輸局船員労働環境・海技資格課 | 045-211-7232 |
| 中部運輸局船員労働環境・海技資格課 | 052-952-8027 |
| 近畿運輸局船員労働環境・海技資格課 | 06-6949-6434 |
| 神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課 | 078-321-7053 |
| 中国運輸局船員労働環境・海技資格課 | 082-228-8794 |
| 四国運輸局船員労働環境・海技資格課 | 087-825-1190 |
| 九州運輸局海技資格課 | 093-332-8094 |
| 沖縄総合事務局船舶船員課 | 098-862-1454 |

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先と同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理時間 : -
不服申立方法 : -

第13号様式(第62条関係)

欠員届出書

下記船舶は、航海中に船舶職員に欠員を生じたので船舶職員及び小型船舶操縦者法第19条第2項の規定により届出をします。

年 月 日

届出者氏名又は名称

現 住 所

地方運輸局長
運輸監理部長 殿

船舶名	総トン数及び推進機関の出力	船舶、推進機関及び無線設備の種類並びに船舶の用途	航行区域又は従業区域	船舶所有者の氏名又は名称
欠員の状態	欠員発生の時期	年 月 日	欠員発生の地点	
	欠員発生の事由			
		職 名	資 格	
	欠 員			
	欠員を生じた部門の海技士			
その後の航海の大要				
欠員補充の見込み				
そ の 他				

(注)

- 1 令附則第2項の規定により旧乗組み基準により船舶職員を乗り組ませている漁船にあつては、「航行区域又は従業区域」欄に従業制限を付記すること。
- 2 「欠員を生じた部門の海技士」の欄には、欠員となつた者の属する部門の海技免状を受有する者の職名及び海技免状の種類を記載すること。
- 3 「その後の航海の大要」の欄には、寄港地、目的地、所要航海日数及び航海終了予定日を記載すること。
- 4 「欠員補充の見込み」の欄には、補充できる日時及び地名、補充できないときはその事由を詳細に記載すること。
- 5 「その他」の欄には、実習生又は旅客の員数等を記載すること。